

# 第321回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第321回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成26年6月6日（金）15:32～17:54  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務（宮内庁）

2. 契約変更（案）の審議

○厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務（厚生労働省）

3. 事業評価（案）の審議

○航空保安無線施設等の保守業務＜仙台、中部、那覇ブロック＞（国土交通省）

○海外移住資料館の運営等業務（（独）国際協力機構）

4. その他

<出席者>

(委 員)

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、若林専門委員、早津専門委員、

大山専門委員、小尾専門委員

(宮内庁)

長官官房秘書課調査企画室 梶ヶ谷室長、岩田室長補佐、下拂係長、用度課 前田課長補佐、小針係長、主計課 堀係長

(厚生労働省)

年金局事業管理課システム室 大村室長補佐、事業企画課 佐藤課長補佐、猪俣係員  
大臣官房統計情報部情報システム課情報システム管理室 山田室長補佐

(国土交通省)

航空局交通管制部管制技術課 鏡課長、宮園調査官

(独立行政法人国立協力機構)

横浜国際センター 玉林次長、研修業務課兼総務課 伊藤職員

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第321回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、宮内庁の「ネットワークシステムの運用管理支援業務」の実施要項（案）、厚生労働省の「ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」の契約変更（案）、国土交通省の「航空保安無線施設等の保守業務＜仙台、中部、那覇ブロック＞の事業評価（案）、独立行政法人国際協力機構の「海外移住資料館の運営等業務」の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、宮内庁の「ネットワークシステムの運用管理支援業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施要項（案）について、宮内庁の長官官房秘書課調査企画室梶ヶ谷室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○梶ヶ谷室長 ただいま御紹介いただきました宮内庁の梶ヶ谷でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回御審議いただく宮内庁の「ネットワークシステムの運用管理支援業務」における民間競争入札の実施要項（案）について、まず私から概略を申し上げまして、詳細については、担当者から御説明させていただきます。

御案内のとおり、この事業については、平成24年7月20日に閣議決定されました「公共サービス改革基本方針」におきまして、民間競争入札を実施することとされ、同方針の別表において、平成27年2月から50か月を契約期間として実施することとされたものでございます。本業務の対象となります宮内庁情報ネットワークシステムですが、当庁は、皇室関係の国家事務を所掌しておりますが、その多岐にわたる所掌事務を遂行する上で重要な基幹システムでございます。

今回御審議いただく実施要項（案）については、ただいま申し上げました宮内庁情報ネットワークシステムが有する機能として、電子メール機能、電子掲示板機能といったグループウェア、情報の共有のための共有フォルダの利用、インターネット接続、さらには、皇居等参観受付、情報公開開示請求、正倉院宝物公開管理を初めとする各種システムの機能がございますが、これらを利用するための運用、保守、管理等を行うことによりまして、当庁の職員であるユーザに対して、サービスを安定的に供給することを目的とするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

実施要項（案）の詳細については、引き続き担当の者から御説明させていただきます。

○岩田室長補佐 それでは、私は長官官房秘書課調査企画室長補佐の岩田と申します。私から説明させていただきます。

それでは、御審議いただきます宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務について、お手元の実施要項（案）に沿って説明させていただきます。時間もそう多くありませんので、主要な事項のみを説明させていただきます。

まず最初に、4ページの1番「趣旨」でございます。透明かつ公正な競争のもとで民間

事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のためにより上質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すとの考えのもと、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項（案）を作成してございます。

次に2. あります。宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務の実施に当たりまして、確保されるべき公共サービスの質に関する事項でございます。

当庁の業務は、皇室関係の国家事務及び政令に定める天皇の国事に係る事務をつかさどっております。その業務を効率的に行うことの目的として、迅速な情報交換、情報共有等を可能とする基幹システムである宮内庁ネットワークシステムを構築してございます。この宮内庁ネットワークシステムをベースに、電子メールを含むグループウェアシステムを初めとして、ホームページや皇居等の参観を受け付ける宮内庁公開システム、正倉院の宝物画像・資料等管理・公開を行っている正倉院宝物公開管理システム等、さまざまな業務システムを運営しております、当庁の職員が業務を遂行する上で、これらのシステムを活用しております。

次に、2.2. です。宮内庁ネットワークシステムの概要について、簡単に御説明させていただきます。

主要な機器の構成については、サーバが約50台、職員用の端末が約930台、プリンタが約190台、複合機が約30台となっております。PC等を構成しておりますアプリケーションシステムはWindowsとLinuxを使用しております。業務のための各種のアプリケーションソフトは、6ページにございますソフトウェアが入っております。ネットワークについては、皇居内で構成される構内ネットワークと東宮御所や京都事務所等、皇居外に所在する当庁の各部署それぞれに設置されました構内ネットワークとIP-VPN回線で相互に接続し統合したネットワークで構成されています。これらを表わした図は21ページにございます別紙1となっております。

続きまして、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務について御説明いたします。2.3. になります。

運用管理業者は、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務及び保守業務を統括しております、ネットワークシステムの運用管理を初め各業務における進行状況、資産管理、課題管理、状況分析、改善提案等を行うこととしております。また、事業者には、上記業務のほか、ユーザ管理、障害対応、ハードウェア、ソフトウェアの管理、個別システムの運用管理等を行わせております。これらの業務については、日次報告を行わせるほか、週次、月次においても報告会を催しまして、業務の報告について説明等を求めております。

次に、⑭番にあります「ヘルプデスク」の業務について御説明いたします。

当庁の職員から宮内庁ネットワークシステムに係る問合せの回答について、運用管理支援業者がそれをサポートすることになっております。職員からの問合せの手段は、電話や

メールによる方法により行っております。

また、システムを管理しております宮内庁企画調査室情報係がございまして、そちらから経由しての問合せも行っております。また、ユーザ管理やユーザのサポート、ユーザが利用するパソコン、ハードウェア、ソフトウェア等に関する問合せ、申請に対する対応も、運用管理支援業者が担当してございます。

次に、2.4. 「確保されるべき本業務の質」について御説明いたします。

当庁においては、本業務の効率化と品質の向上並びに円滑化に資するために、運用管理支援業者とサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結することとしております。これについては、ヘルプデスクの対応状況として、ヘルプデスクの利用者に対して、本サービスの改善に努めることを目的として、本サービスの指標を設けております。そのサービスの指標と申しますのは、記載のとおり、2.4.1. になります。職員からの問合せ、システムのインシデント管理に対する目標を設定してございます。現行の実績として、99%以上達成しておりますので、このとおりの数値を設定しております。ヘルプデスク利用者満足度調査については、現在実施しておりませんけれども、本業務により実施することとし、実施に当たっては、ヘルプデスクに対する満足度調査の基準スコアとして、他省庁の事例に倣った形で、75点以上を維持することを求めております。

次に、実施時期に関する事項でございます。宮内庁ネットワークは、現行システムが4年目を迎える、今年度更新を計画しております。平成27年2月から次期ネットワークを稼働する予定であります。その時期に併せて、運用管理支援業務を50か月で、平成31年3月31日まで行うということで考えております。

次に、「入札参加資格に関する事項」4.1. を説明させていただきます。

基本的には、公共調達に係る必須事項ですが、特記事項としては、(9)以降になりますが、宮内庁CIO補佐官と関係業者との透明かつ公正性の確保、ISO9001審査登録制度、またはISO20000適合性評価制度、ISO14001環境マネジメント、Q27001の認証制度を取得していること。あるいは、これらと同等の体制を構築していることを求めているところでございます。

次に、12ページの5. に移りまして、「入札に参加する者の募集に関する事項」を御説明いたします。

最初に、入札スケジュールですが、入札公告は9月下旬を目標としてございます。一般競争入札を予定しているところ、その必要とする日数を考えまして、11月中旬頃を開札時期として、契約締結としては12月上旬を予定しております。

締結後から本業務開始の2月1日までの間を、新しいネットワークシステムの機能を踏まえた運用管理支援事業者への引継期間としてあたることとして、滞りなく運用業務が行えるようにしたいと考えております。

なお、入札説明会は、応札の要件として考えておらず、また、不正防止の面から行わないこととして考えております。

また、入札に参加する者への情報開示でございます。運用管理支援業者への応札を検討いただきに当たりまして、事業者が提出資料等の作成のために必要な資料及び施設を閲覧・見学する目的で、従来の運用管理支援業務の調達仕様書、提出資料、あるいは各システムの設計書等については、閲覧希望者があった場合には、別途、当庁に対し、機密保持契約書を提出いただいた上で、資料及び施設を閲覧・見学いただき、開示できるものは全て開示の上、理解を深めていただく配慮をしております。

本業務の落札者の決定に係る評価基準、契約に際し、請負者に遵守を求めるべきこと、今後の業務の実施における実施状況等の提出に係ること等を12ページ以降に記載させていただいております。

説明時間もかなり押しておりますので、以上で、説明を終了させていただきます。

○石堂主査 ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、質問・御意見等があれば、御発言を願いたいと思います。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

1つ懸念は、ずっと同じ会社が受託をしているというところで、仕様書の取得者数、説明会の参加者数は減少傾向にあるというようなこともありますし、この辺で企業の参加意欲がいまいち盛り上がらないというような理由は何か調べているのかということが1つです。

もう一つは、宮内庁さんのシステムだということで、何となく環境が特殊であるとかというような認識が事業者にあるのかという、その2点について教えていただけますか。

○前田課長補佐 説明会に来られて、応札しなかった方たちへの聞き取りでございますけれども、正式にということではないのですけれども、例えば、引継期間が少し短い。今までの調達は単年度の契約をしておりましたものですから、予算が成立してから実際に公告を始めるということで、どうしても少し期間が押していたということもあったと思います。そういうしたことからというところも少しあったのかなと考えております。

それから、当庁における環境等ですけれども、これは確かに一般的には何か分からぬといいますか、シークレットな部分があるというところは一般的に感じられるところではあるとは思いますけれども、基本的にはそういったことはございませんで、開示できるものはきちんと開示をさせていただくという考え方をしておりますので、その辺は特に懸念はないというように考えております。

○井熊副主査 引継期間については、少し改善を図っていることと、あと、特に特殊な作業環境ではないことに関しては御説明されているということですね。

○前田課長補佐 そういうことは、業務の内容であったり、工夫であったり、そういうことはきちんと御説明をしております。

それから、もちろん今回の契約に関しては、国庫債務負担行為を行いますので、これは4年数か月を予定しておりますけれども、そういうことで新規の参入がしやすいのではないかと期待しております。

○石堂主査 関連してですけれども、引継期間については、恐らくヒアリングをした結果、特に不満が強かったということで、今回改善されたのだと思いますけれども、ほかの案件などからいくと、発注する側が、十分な引継ぎがなされるかということについて介入するといいますか、その責任を持つという姿勢を打ち出すのが非常に意味があると見ているのですね。ただ期間を十分にやって、前の業者から引継ぎを受けてくださいではなくて、きちんとした引継ぎがなされたかどうかということについて、発注者の側がある程度責任を持ちますからというのが、新規に入ってくる事業者にとっては安心材料になります。今回、引継ぎについて、引継期間を契約締結日から翌年1月末日までに設定したのは分かりますけれども、そのほかに、引継ぎを十分にやることについて、要項の中で何か触れた部分はありますか。

○前田課長補佐 そうでございますね。例えば、業務内容とかそういうことも、御質問と少し外れるかもしれません、いわゆる提案をいただくような形もうたっておりまして。その辺で、今度新しく入ってこられる方が業務を理解できるような形をとることによって、その辺の心配は少しなくなるのかなと考えております。

○石堂主査 私の言わんとするところは、こういう業務なんだよということを発注者の側が情報開示するのは当然ですけれども、実際にその業務を体験した業者が、実はこういうことがあるんだよということを含めて引き継がないと、そういう引継体制をちゃんと用意しますよということではないと、しかも、これは長期間1者がずっとやってきていると、そこしか知らないことがいっぱいあるはずで、新規の業者は入って来づらいと思うのですね。ですから、もしも、応札者が少なくて、ずっと同じ業者がやっているという状況を懸念されているのだとすれば、代わるときにも不安がないように、こういう手を打ちますと。端的に言うと、引継内容について宮内庁が責任を持つといいますか、そういうことをどこかにきちんと書いて、今度はちょっと変わりましたよということを強調すべきではないかなという趣旨なのですね。

○前田課長補佐 承知いたしました。

○金子参事官 引継ぎに関する記述については、実施要項の通し番号の18ページの9.3.15.の記述で、何か足りないところがあれば、追加いただくということになるのかなと思います。

○石堂主査 そうですね。

○新田参事官 (3)で、一応宮内庁側の責務が書かれています。

○石堂主査 なるほど。これは今回初めて入れたものですか。前回までも入っていましたか。

○下拂係長 はい。かねてから設けているものでございます。

○石堂主査 実際は、今まで同じ業者だったから、それでよかったのかなと思うのですね。

○下拂係長 そうですね。今いただきました御指摘を踏まえまして、また、内容をちょっと見直させていただきたいと思います。

○石堂主査 特に新規事業者の参入を本当に望むのであれば、このときに、宮内庁さんとして、実際どういうことをやろうとするかということがきちんとここのところにないとうまくいかないと思います。記載のあることは理解しました。運用について取り組んでいただくというふうに理解しています。

○下拂係長 承知いたしました。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

○関根専門委員 今の件に関連して、先ほど、ずっと同じ事業者が落札しているものの、入札の方は、数は少ないが1者入札ではない形でずっとやられているとの話がありました。ということは、入札して何とかやろうというところは少なくとも1者はずっとあるということになるかと思いますが、これは毎年変わっているのでしょうか。ある意味では広がりがあるのかということにも関連するので、大体いつもほかが1者ぐらいなのかということを教えていただきたい。

今までのお話から、結局、運用開始のときの支援事業者とずっとやっているということですでの、かなり長い間そこがやっているということですと、本当に他が入っていけるのかどうかということが気になります。先ほど言いましたように、落札できなかつたもう一者が必ずあるはずですけれども、そこはどういうふうに考えているのかと思っています。別にそこだけのためにやるわけではないのですけれども、本当に広がりを持たせようとしたら、何が障害なのか、本当に引継ぎの期間だけなのか、もうちょっと何かあるのではないかと思っており、もしそういったことがあれば、少しヒントとなるものがあればと思っています。

○前田課長補佐 応札業者さんに関しては、確かに2者以上あったのですが、1者という年も実はございました。ちなみに、平成19年度から、それまで実は随意契約をしておりまして、その後、18年度に財務省から公共調達の改善ということがあります、一般競争入札にしておるのでですが、その後から2者はございまして、22年度は1者応札でございました。その後は、2者、3者というふうに来ております。

○下拂係長 補足させていただきます。現行の宮内庁ネットワークシステムを構築したのが、今、運用管理支援業務に携わっている新日鉄住金ソリューションズさんがやっております。については、ネットワーク機器の設計から構築全てを請け負った関係で、運用管理支援をするに当たっては、他社さんよりも機器のノウハウをよく承知をしているところであります。そのところへ入ってくるという意味では、他社さんが現行ネットワークについて、新日鉄住金ソリューションズさんよりもちょっと不利な点がどうしてもあるというのが現状ではございます。それがこれにうたっているかどうかというのは分かりませんけれども、そういう点については、こちらはそのように認識をしているところでございます。

○石堂主査 よろしいですか。

○関根専門委員 はい。

○大山専門委員 2つほど聞かせてほしいのですけれども、1つ目は、入札者の数が複数

あるのはいいのですけれども、最低価格で落札者を決めているということですけれども、2者あるいは複数者来たときには失格はなかったのでしょうかというのが1点目の質問です。

2点目の質問は、資料を見ていると、31/111ページに「従来の実施状況に関する情報の開示」がありまして、24年度だけ低いですね。ここについて、この年を含めて、金額に対する満足度の問題がまずなかったのか。それから、だとしたら、24年度はなぜこう下がったのかというところについてどうお考えか。

今回の競争性を高めるというここでの趣旨を考えると、次回、今回の次にやる場合は、複数者の応札があったとしても、結果として、やはり新日鉄しか取れないような状況が起こってしまう。先ほど言ったように、入札をすることと落札することは当然違うわけですけれども、何か原因があるからこうなっていると思うのが普通だと思うのですよ。なぜか、これだけ長い年限複数者がやって、1者になっているというのは、相手の会社はよほど物好きではないとずっとはやらないはずだと。多分、本音はそうだと思うのですね。

ということは、次の工夫が絶対必要で、例えばですが、ほかの例を見ていると、ブランドで入札させるとかというのもあるのですね。どこが応札しているか分からなくするという。どういうやり方をしているのか、そちらの場合を知らないので私が何とも言えないのですけれども、それだけでも競争性が高まった例が、あるいは価格が下がった例があるのですね。それは1例で、何か工夫というものをお考えになっているかという、3点をお聞きしたいのです。

最初の簡単な質問から言うと、落札で失格はなかったのでしょうか。

○前田課長補佐 失格はございません。

その次の質問ですが、24年度の低入札に関しては、予決令の86条に伴います低入の調査をいたしまして、結論から申し上げれば、適正とはしたのですけれども、先ほど先生から低入札の理由ということだったのですが、このときに、営業上の重要案件と捉えて特別にしたという答えしか得られなかつたのでございますけれども、それから後、ずっと1者でこられたという話ですが、実は、一般競争入札を始めてから、20年度に実は別なA社が1年間とっております。その次は、また新日鉄住金ソリューションズになってしまったということで、ここは1者応札になっているのですけれども、こうなってしまっているということは、今きちんとした形で申し上げるのはなかなか難しいのでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、単年度契約ということで、初期投資とかそういったことのリスクが多少あって、なかなか入りづらい状況であったのかということも考えられますので、今度は、国庫債務負担行為で4年をやりますので、それで少し改善は生まれるかなというふうには考えております。

○石堂主査 24年度の880万は目を引く数字ですね。もしかしたら、契約のサイクルが1年1年ですから、これも新日鉄ですけれども、途中でもうやっていけないというおそれがあった価格だったのかというと、価格の調査の結果ではそんなに不当なものではないという

結論になったわけです。そうすると、私など素人として不思議に思うのは、これでちゃんとやっていけるのだったら、翌年度の入札予定価格を決めるときに、前はこれでやれたのだという要素が反映できないものなのですかというのがちょっと気になるのですね。次年度、また1,700万に戻っているということは、入札予定価格は、前と同じようなベースで計算されたと。そうすると、前の年は880万でやれたことを知つながら、1,700万くらいかかるはずだという予定価格をつくって、それが宮内庁として決裁されている。それは外から見ると非常に不思議な感じがするのですね。ちょっと立ち入った質問にはなるのですけれども、その辺はどう理解すればいいのですか。

○前田課長補佐 これもちょっと適切なお答えにならないかもしれません、その前に3年、今は大体落札額としては1,800万ということで続いておりまして、この年が先生御指摘のような金額だったのですけれども、それから、低入の調査を行つたときに、業者から、ちょっと特別の値引きを行つたというような発言もあったものですから、その辺の流れから考えますと、この低入のときの落札率をその翌年もそのまま考へるのは、先生の御指摘も確かにおっしゃるとおりだと思うのですが、その落札率を考慮するのは当庁としてもなかなかできなかつたというところが多分実情だと思います。

○石堂主査 そのときに、前年こうだったからという要素を予定価格づくりの中に取り込むことは、何かルール上問題となるのですか。

○前田課長補佐 そういったことはございませんで、そのお話の流れでいきますと、先ほど一般競争入札に移行した話をさしあげましたけれども、その際は、随契で行つているときの予定価、それから、一般競争での落札を考へて、かなり下がつておりますので、当然、その時点で落札率を考慮いたしまして、予定価を変更しております。もちろんそういった努力はさせていただいているつもりでございますが、先生御指摘のときの翌年度は、そういったことを少しというところは。余りにも安かつたというのがあるのですが、大体予定価の半分ぐらいで入れてきております。

○井熊副主査 これは、最終的に、入札している2者は固定しているということはあるのですか。

○前田課長補佐 固定しておりません。24年度から新日鉄さんとB社とC社が入つております、25、26と新日鉄さんとB社。その前は、新日鉄さんとA社というようなことでございます。

○井熊副主査 これはうがつた見方をすると、実は、本気で入れてきたのは24年度かもしれないという考え方もありますね。それはなかなか事実は分からぬのですけれども、宮内庁さんとして、次の入札でニューカマーを入れるような努力をされると、実態が分かるのかなと思います。

○前田課長補佐 承知いたしました。

○若林専門委員 今のお話と関連して、仕様書の取得者数が10を超える年があるので、これは、その業界というか、対象企業にはこのような入札は周知されていて、この結果と思

ってよろしいのでしょうか。十分周知されているかというのが質問です。

○前田課長補佐 周知はされていると思います。

○岩田室長補佐 この業務に関する調達については、競争入札を行っておりますので、官報に全て載りますので、そういう情報ページに掲載をしておりますので、その内容を確認いただいてみんな来ておるという次第でございます。

○若林専門委員 もう一つですけれども、これはお分かりになればということですが、この改善のために、対象を広げるということだと思うのですけれども、これによってどの程度対象者数が広がるのか、あるいは、何かもし手がかりになる数字等があれば、教えていただきたいと思います。かなり広がると思ってよろしいのでしょうか。

○下拂係長 現行のネットワークシステムの運用管理支援業務もそうですが、入札参加資格のところで、かねてから、官公庁に対する実績を求めていたところがあるのですが、今回から、官公庁の実績を省きました。官公庁に限らず民間事業者さんの実績も認めますということで、一応門戸を広げたつもりであります。官公庁については、中央省庁は二十数府しかありませんので、本当に限られた中で今まで応札をいただいていたかと思いますが、民間事業者さんについては、当然何千何万も会社はございますので、その中の実績がある者については、今回の市場化テストについては応札をいただけるような形に、入札参加資格の緩和をさせていただきました。確かに、今お話のように、どれぐらい来るのかと言われてしまふと、こちらも初めての試みでもありますので、今、具体的な数字はちょっと申し上げられませんが、そのような状況でございます。

○小尾専門委員 仕様書の64/111ぐらいからですが、今回の業務の中に、「機器等変動に関する支援」ということで、新しいシステム改修をするようなシステムに変えますという支援業務が含まれているのですけれども、ここら辺、結構業務量が多いように見えるのですが、実際にどのくらいの業務が発生するかというのが、仕様書上というか、情報開示上よく分からぬといふのが1つなので、ここら辺について具体的に記述する予定はないのかということ。

もう一点、この中にいろいろ書いてありますが、業務支援の中に、「次期更新に係る打合せ等に参加し」と書いてあるのですが、この打合せはそもそも何を想定されているのか。例えば、仕様作成みたいな話だと、これは入札定義にかかわってしまって、結局、システムの入札ができないような話になってくるようにも見えるので、ここら辺の打合せというのはそもそも何を想定しているのかという点ですね。

あと、もう一点、3.11.1と3.11.2.が、27年1月とか2月にシステム改修をするものに対する支援となっているのですが、今回のこの調達の請負が27年の2月からということになっていて、微妙に請負期間とこの支援の時期が合わないようにも見えるのですが、この3点ちょっとお聞かせいただければと思います。

○下拂係長 ただいま御質問がありました、まず3.11.の機器変動に関する支援のところでお分かりづらいところがあったと思いますが、そこについては、御指摘のとおり分かりづ

らいかと思います。つきましては、御指摘を踏まえまして、仕様書の見直しをさせていただきたいと思っておりますが、今回の業務を請け負っていただくに当たりまして、情報の開示を予定しておりますので、そのところである程度のものは御理解をいただけるものと、こちらは理解をしております。さらに、今いただきました御指摘を踏まえまして、仕様書をもう少し分かりやすく、請け負っていただく事業者に分かるような形で、改めて示させていただきたいと思います。

2点目の「打合せ等」でございますが、当庁では、毎週、水曜日ですが、運用管理支援業務をやっておりまして、こちらは、当庁の職員と実際に今携わっておりますシステムエンジニア(SE)と打合せをしてございます。それは当庁でもって、宮内庁ネットワークの記載させていただいている各システムについて、現在の状況とか、今後の予定等について、綿密な打合せをさせていただいているところでございまして、それを示しているものでございます。

○小尾専門委員 その打合せは、仕様とかを決めたりすることはないということですか。これだけ読むと、更新に係る打合せと書いてあるので、更新にかかるというと、その中で、次期システムはこういうふうにすべきだみたいなことを話し合っているように見えてしまって、そうすると、その中で仕様が決まっていくみたいな話になると、そこにもし支援事業者が入っているとすると、仕様を先に知ってしまうことになるので、そのシステムの入札には入れないというふうに考えるのが一般的だと思います。

○下拂係長 その打合せについては、更新にかかる部分は当然話は出てまいります。なぜかといいますと、一応宮内庁ネットワークと連動されているシステムでございますので、その設計等について、今回の業務の中でやっていただく必要がございますので、そういう点を踏まえて打合せ等をさせていただくものでございます。

○小尾専門委員 ちょっと微妙な感じになってしまっているのですが、もしあれでしたら、仕様とかそういうことに関することはないみたいな話とか、ここに入ってくる人としては、この記述によっては、これが入ってしまうと、システムの入札に入れないとということを危惧する人たちも出てくるかもしれないですね。そうすると、この後のいろいろなシステムに対して例えば応札をしようと思っている業者さんは、これはちょっと無理だからやめておこうかなというふうに思ってしまう可能性はあると思います。これに入ったからといって、システムの応札ができるのですよということを匂わせないというか、そういうことが明確に分かるようにしていただきたいと思います。

○下拂係長 こちらに示させていただいておりますのは、システムの更新に係る運用の支援に対する打合せに御参加をお願いするものでございまして、決して、システムの設計・構築に係る打合せではないというところでございます。

○小尾専門委員 仕様書上で、それが分かるようにしてください。

○下拂係長 分かりました。

○前田課長補佐 確かに、項目のところがそういうふうな、先生がお読みになられるよう

なものが入っていると思いますので、御指摘は分かりました。記載する場所、表現等を考えまして、修正するようにいたします。

○石堂主査 今のところは、要項を若干修正していただくということでよろしいですか。

○前田課長補佐 はい。

○小尾専門委員 あと、3.11.1.と3.11.2.は、このままでいいということですか。時期的な問題ですね。

○下拂係長 修正をさせていただきます。失礼いたしました。

○石堂主査 よろしいですか。

○小尾専門委員 はい。

○石堂主査 私から、13/111にスケジュールがありますけれども、聞くところでは、説明会はやらないという話で、それは談合につながりかねないからということで、宮内庁さんとして決めて、やらないということは尊重せざるを得ないかなと思うのですけれども、そうすると、スケジュールにある閲覧とか質問受付期限とか、この辺が、新しく入る業者さんには非常に大事になるのですね。私からの提案ですけれども、説明会はやりませんと。そのかわりに、(2)なり(3)を活用してくれという趣旨を書いていただいた方が、よりいいような気がするのですね。私はどちらかというと談合が心配だから説明会をやらないのは、何かちょっとまずいのではないかと思っているのですけれども、それは各省庁さんのお考えであれば、説明会はやらないけれども、そのかわりにこれを設定してあるのだから、これを十分に活用してくれという趣旨のことをここに書いていただけるのはいかがかなと思います。

○下拂係長 いただきました御提案を踏まえまして、広く周知できるように関係しているところを修正させていただきたいと思います。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほかはございますか。

○早津専門委員 先ほどと同じようになってしまうかもしれないのですけれども、24年度が安いというところで、基本的には、事情は分からぬけれども、安くしましたみたいな趣旨だったということは、基本的には、この年数をずっと通して、仕事の内容としては規模は特に変わらないという前提でいいのですね。

○前田課長補佐 さようございます。予定価もほぼ同じでございます。

○早津専門委員 24年度に3者入札したけれども、その後、1者降りているということですけれども、24年のときに、多分、25、26はB社ということで、前回とほぼ同じような価格で入札されているのかなと思うのですけれども、25年度をあきらめたC社は、どのくらいの価格だったのですか。

○前田課長補佐 予定価より低かったので、要は、新日鉄さんとの競争になったというようなところで、新日鉄さんの方がより安かったというところでございます。

○早津専門委員 予定価より安かったということは、25年の落札価格より安かったという、

そこはどうなのですか。

○岩田室長補佐 24年の3者のうち、落札者は新日鉄さんですけれども、2番手がC社です。その価格も、予定価よりも下回った価格でした。

○早津専門委員 予定価格を下回ってというのは、どの程度なのか。25、26の契約金額より下回った額ですか。それとも大体この辺なのですか。

○岩田室長補佐 もし新日鉄さんが応札者でなかった場合、C社が落札者となっていた金額だと思います。

○早津専門委員 そうなのですけれども、ごめんなさい。趣旨が分かりにくかったですね。25、26来なかつたC社が25、26も入っていたら、かなり競争がされていくような感じの内容だったのか。

○前田課長補佐 少なくとも25年はそういうふうになっております。25年に同じ札を入れてくれれば、競争にはなったと思います。

○石堂主査 よろしいですか。

○早津専門委員 はい。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）については、幾つかの修正が必要と考えますので、宮内庁さんにおきましては、引き続き御検討いただきまして、本日の審議を踏まえた実施要項（案）の修正を行っていただき、事務局を通じて、各委員が確認した後、意見募集に移るという手続を踏んでいただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（宮内庁退室、厚生労働省入室）

○石堂主査 続いて、厚生労働省の「ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」の契約変更（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、契約変更の内容について、厚生労働省年金局事業管理課システム室大村室長補佐より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。よろしくお願いいたします。

○大村室長補佐 厚生労働省年金局の大村と申します。よろしくお願ひいたします。

「厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」の契約変更でございます。各省庁にネットワークシステムはあるわけですが、当省においてもネットワークシステムがございます。目的として、行政事務の効率化等々がございます。大きな機能としては、電子メールを含むグループウェア、ファイル共有やオンライン研修などの基本サービス、認証・アクセス権の管理、サーバやアプリケーションの監視をする共有基盤サービス、③で、ウィルス対策、各パソコンの遠隔操作でのセキュリティパッチ適用支援等々ございます。ここには書いてございませんけれども、ほかの業務として、国民向けサービスの業務等もございます。例えば、ホームページ関連もありますし、スマホ対応のホームペ

ページもございます。あとは、厚生労働省は国民生活に関連する法案が多ございますので、国民向けの法令検索機能もございます。併せて、各省庁で使用する会計システムとの連携もここでやってございます。本システムを構築するに当たっては、以前、この委員会で審議をいただきまして設置させていただいたということでございます。この運用期間が平成25年、昨年の7月1日から、終期が45か月で29年3月31日まで、このネットワークシステムを今回契約変更させていただきたいということでございます。

2点目のございますけれども、この契約変更の大きな理由として、被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求できる手続の創設を定めた「年金事業改善法」の法案が、一昨日、参議院本会議において可決いたしました。年金記録問題はまだ記憶に新しいと思います。ちょっと平たく申し上げると、年金記録問題に関する請求を審議するという観点から、厚生労働省ではなくほかの省庁、総務省にそういう機関を設けるということがございました。そこで、客観的な事実があれば、記録を回復しろというものが、今、現時点で動いてございます。そこを、本来である厚生労働省に戻そうというのが、国会や審議会など、いろいろなところから言われて、この法律が一昨日参議院本会議において可決したということでございます。公布自体は11日になるかと思いますけれども、成立ということで、ちょっと御説明させていただければと思います。

今、大体な規模としては、600人体制のものが厚生労働省に新たに人が増える、職員が純増するということでございます。そうなりますと、今、職員が使っています、先ほど申し上げましたいろいろな機能を有するネットワークシステムに、600人分の設定の追加とかそういうことをやっていかなければ業務が成り立たないということで、来年の4月からこの法律に基づく業務を予定してございますが、地方厚生局のもと、これは地方厚生局と書いてございますが、厚生労働省には地方に厚生局がございまして、この全国11か所の拠点と年金局の拠点1か所で600人の体制を分けて、国民の皆様から訂正請求を請け負うという体制をつくろうとする予定でございます。

これを実現する方法として、いろいろ選択肢がありました。当省職員数全体で今21,800人でこのシステムは動いているわけですけれども、プラス600人ということで、新しいシステムを600人のためにつくると、当然ながらコストがかかるというのはお分かりのことで、前回の追加のときも御審議いただいたと思ってございます。そこで、①はそのことが書いてございます。新たにつくると、当然ながら、2つのシステムを持つことになるということであれば、それはシステム間のリンクもしなければダメですし、当然無駄でしょうということを①で申し上げます。

ゆえに、②で、今の基盤を活用しながら、少しでもコストを下げて、追加するものは追加し、必要なものをやって、廉価に構築しようというのが②に書いてございます。

かつ、急に600人が追加ということで、今のシステムも安定稼働させたい、要するに、リスクを避けようということが③でございます。

ページをおめくりいただいて、「以上のことから」以降で書かせていただいてございま

ですが、今、現在契約履行中のサービスを提供しているシステム基盤に対してライセンス追加することが一番効率的であるという判断をいたしまして、今回の付議に至ったわけでございます。また「この場合、」とあえてつけ加えて書かせていただきますけれども、ほかの観点からすると、600人分を今のシステムに追加して、別の業者に行わせればいいのではないかという観点もあるかと思います。ただ、しかし、ということで、「この場合、」で書かせていただいているけれども、今のシステム基盤等々、サービス、役務を行っているシステムは、今の業者が保有してございます。となると、他業者がそこをいじることができない。これは契約にかかるわけですけれども、排他的権利ということで、他の事業者が入ってこれないということで、今、現事業者と契約しているものに対して契約変更をしていこうと。600人分にかかる費用をやっていこうということでございます。

ただ、3番目になりますけれども、今回、その金額を出させていただいておりまして、これは現在も精査中ですけれども、1億9,900万円、約2億円でございます。この金額が外から見ると高いのか低いのかと当然ながら絶対言われると思います。私どもは、ここを精査中と書いてございます。ここは今回、あえて、下の方に内訳として分解させていただきました。今現在の2億円の見積額ですけれども、ライセンス経費が約1億200万円(51.2%)。これは分かりやすく申し上げますと、パソコンに入っていますOfficeなど。Officeでございますので、ワード、エクセル、パワーント。これを通常で買うと、そこだけでも7万幾らすると思います。この7万円に600人掛けただけで、もう既に4,000万円ぐらいになると思います。ただ、私どもはそれでも許さないと思っていまして、ガバメント契約はないのかとか、既にあなたたちはライセンスを持っているのではないか、もう少し安くならないのか、というようなことで、このライセンス料は、切り代は少のうございますけれども、そのところを、今ずっと日々交渉しているところです。ここが、入札ではなく、契約変更だから有利な点だと私どもは思っています。ここの1億円という金額をこれから精査していくに当たって、こここの切り代はまだ少ないかなと思ってございます。

次にハードウェア経費でございます。これは少なく、270万円。これは本当にわずかです。全体を1億9,000万円と今回出させていただきましたけれども、当初は、今のベンダーは、2億5,000万円というような数字を持ってきました。ただ、私どももシステムのアマチュアではございませんので、600人増えることによってシステムにどれだけの負荷がかかるのか、トラフィックなども想定し、どれだけものハード機器が必要なのか、切って、切って、切ったところ、Mボックスというお弁当箱みたいな機械となりました。これはセキュリティ関係のものですけれども、12個の値段で270万円。

あと、ライセンスとかハードウェア経費は物に見えるのですけれども、ちょっと物に見えない、役務、人の動きのところがなかなか見えないものがあります。これは今回5か月で構築するということで、ここを今、業務をイメージして、例えば、システム構築、システム設計するところであれば、これはシステムエンジニアの単価ではないとか、プログラマーの単価に落としなさいとか、例えば、システム開発でウォーターフォール・モデルでや

るべきものではないですねとか、こういうところをいっぱいぎりぎり詰めて、どうしてもかかるというところは7,000万円ございます。ここは、今私どもの感じでは、まだ2,000万、3,000万円は下げていこうかなと思ってやっているところでございます。ただ、全国12拠点ありますので、そこに行って設置したりするのは、当然ながらかかる費用はかかるとして、払っていこうと思いますけれども、そこら辺は、今後も精査していこうと思っています。

運用費と書いてございますけれども、これを単純に申しますと、今、約21,000人に対してやってございますヘルプデスクがございます。何かおかしいなと思ったらヘルプデスクにと。これは600人に対して、ヘルプデスクを1人くださいというような今数字になっています。大体1名単価が97万円ぐらいで24か月（2年間）でございますので、2,300万円。ただ、私どもとしては、今現行で調べますと、ヘルプデスクの要員が20人ぐらいいらっしゃるということで、これは現在の業務量に潜り込ませられないのかということで、ここは2,300万円を0円にしようかなと、交渉しているところでございます。2億円の大体のウェート感を今お話ししました。

委員におかれましては、では、他省庁はどうなっているのかと疑問に思うと思います。ただ、こういう大きい（600人）追加というのが、なかなか他省庁にないと思ってございます。総務省から600人がいなくなつて、当省に来るということで、総務省のシステムの一番最初の構築費など全部かかった費用を人数で割つて。ただ、あらあらな計算でいきますと、ホームページ等々を調べまして、1年間で運用している経費が12億円となってございます。これを今の（総務省の）現行の8,000人で割り戻してみると、1人当たりが16～17万円ぐらいになるかと思います。ただ、今回の2億円を、ベースが違うので私どもは同様とまではいかないのですけれども、24か月で割り戻すと、ほぼ同様の金額にはなりますが、なかなかそれを比べるのは難しいというのは御理解いただければと思います。

以上、大体概要を御説明申し上げました。資料をつけてございます別添は、ネットワークシステムの全体図でございます。サーバ類のところに、厚生労働省ネットワークシステムの大体の機能をポンチ絵化したものが書いてございます。これを御参考にしていただければと思います。以上でございます。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

今の説明の流れからいくと、厚労省のこのシステムに対する契約変更をする、その相手方として、総務省における契約変更はないのですか。

○大村室長補佐 全くございません。

○井熊副主査 これは、現行の単価が適切かどうかということはありますけれども、現行ベースの単価で既に安くなつていて、人1人当たりの単価が安くなつていて、さらに、先ほど言われたような減額交渉に落ちてきているのですか。

○大村室長補佐 はい。ちょっと厳しくやっています。

○大山専門委員 金額のところに対する交渉は、御努力いただいているということはよく分かったので、それについてはいいのですけれども、それにしても、荒っぽく人数を使っている月で割ると、1億9,900万は1億5,400万ぐらいになると。今回の件は、状況が状況ではつきりしているから、金額については努力いただき下げていくしかないとは思うのですけれども、ただ、そのときの明細ですね。それについてできるだけ明らかにすることを。それは皆さんためもありますが、次のほかの人たちのためもあるので、ぜひ、そこはやっていただけるとありがたいなと思います。

それから、もう一点は、そういえばと思い出したのですけれども、厚生労働省ネットワークシステムについては、一番最初のときに同じような話が実はあります。何かというと、契約変更が起こるときには、そもそも最初の入札のときに変更が起きることが予測される場合に、そこも含めて予定価格を入れさせるというのもありますよねと。どう転ぶかは別にしても、その時点だったらどういうふうに判断しているかというのと、現時点のように、こうはつきりした時点で出てくるものがどう変わるかはやはり見たいなという思いがあります。その辺については、ぜひ、一つの工夫として、これから事例が残せるといいなと思うので、御協力願えればありがたいと思います。

ところで、ライセンス経費の話ですけれども、先ほどちょっと伺ったときに、Officeの話で、600台で7万円として4,000万、これはまだ随分違いますね。こここの差はなぜですか。

○大村室長補佐 あと、セキュリティ関係です。セキュリティ関係は、サーバのところもございますし、各ソフトということで、先ほど国民向けサービスと申し上げましたけれども、国民一般とつながっているということがございまして、サーバソフトのライセンスが7つぐらいございます。そこを積むとそうなります。

○大山専門委員 分かりました。そのところが、ライセンス経費の中のもう少し明細がまた出てくるとうれしいかなと思います。ありがとうございました。

○大村室長補佐 今の大山委員の御発言に対して申し上げたいのですけれども、大山委員はよく言っていただいたと思って感謝いたしますが、私どもは、証拠として残していくということで、一番不透明な部分は役務のところだと思ってございます。契約に当たっては、各省庁はあまりやったことはないとは思うのですけれども、何人でこれだけやったからということの予実の報告を求めようとしています。SE単価が150万円となっています、プログラマー単価が落として120万円となっています、個人名で本当にどう使ったかということをとって、そういうことを一番最初にそこまで言ってみたら、大分煙たそうな顔をしていましたけれども、また、さらに詰めていこうと思っています。そうしますと、大山先生がおっしゃったように、最後に、どうやって動いたかが全部証拠として残るということで、履歴に残そうと思ってございます。ありがとうございました。

○石堂主査 ほかにございますか。

どちらかというと、事務局に対する質問ですが、これは、今、見積精査中ということで、一応199百万円という数字で契約変更をイエスとして、小委員会から監理委員会に上げて、

そのときには、199という数字は、上限をここまでいいよという機能を果たすのですか。それとも、交渉次第でこれが例えば2億5,000万になっても、1億5,000万になっても、それは致し方ないことということになるのですか。今の雰囲気からいくと、もっと下がるだろうということがございます。

○大村室長補佐 超えることは、全くございません。

○石堂主査 入札にかけたらこういう結果になりましたというのと違って、交渉事、契約になってきますから、そのときに、199という数字は、これを超えてはだめという制限になるのかどうか、ちょっと気になりました。

○事務局 一応これまで厚生労働省さんから聞いているお話をすると、さらに、下げる方向と聞いておりますので、少なくともこの金額よりは上がらないという理解で、事務局としては思ってございます。

○石堂主査 ですけれども、もし交渉したら、ちょっと予期せぬことがあって2億になってしまった、100万増えたときには、もう一回手続が要るのかという意味です。

○事務局 仮に金額が大きく変わるということがあれば、今までに聞いている話とは異なるので、再度の手続が必要か否か委員の先生方に御相談させていただくという形になるかと思います。

○石堂主査 審議か報告か何か要ると思います。

○新田参事官 基本的には、契約変更という方式でよいかという点の御了解をいただきたいということで、金額については、もちろん大きく変わらるような事案があれば、それは、またある程度出すことができますけれども、この近傍であれば、そこまでの必要はないと思います。

○石堂主査 分かりました。

○大山専門委員 今の件で、確認だけさせていただきたいのですが、契約変更でよいかという話をすると、契約変更以外の選択肢があるということですね。その選択肢は、例えば、改めて入札をするということが考えられると。例えば、そういうことだと思えばよろしいですか。

○新田参事官 先ほど御説明のありました新規のシステムとして設計をしてやる場合ですね。

○大山専門委員 その場合には、新規の方の見積が当然ここにはない、その事例を含めはどうなるかというのは見てないのですけれども、その観点での審議はここで十分だったかというのが、私は心配にはなるのですけれども、システムの常識的には、この額で600台別にやるとどうなるかというのは、同一業者が落としてくる可能性が高くて、というのは、ほかでやる方が余計なお金がかかることが見えているからですけれども、したがって、契約変更でも私はある意味そのとり方は、十分価格を下げられるような、最初に出てきた数字で非常に高いのだったらとんでもない話ですけれども、そうでなければ、これはある意味極めてリーズナブルなやり方をしているというふうに私は判断するのですけれども、

論点の最初は、入札だとすると、やってみなければ分からぬという基本的な考え方があるので、そうすると、契約変更でよしとする判断をする根拠はどこにもないということになりかねないのではないかというのをちょっと心配しているという、そういう意味で確認をさせていただきたかったということです。

○石堂主査 どういうふうにいきますかね。説明資料の中で、要するに、新規事業者なら高いだろうというのは確かに分かる。ただ、今、先生がおっしゃるように、同一業者が入札に参加してくると、そう高くはないのではないかと。

○大山専門委員 あとは、そうは言っても、何としても取りたいというところが出てこないとも限らないので、そうすると、入札ですから、価格は分からぬのですよね。競争入札をやるわけですから。やらずして、これが正しいと言えるのかというの、何とも言いうががないのではないかという、その心配をするということです。

だから、今、厚生労働省がおやりになられているその対応の仕方が妥当だというふうに考える判断をするのか。それとも、選択肢として2つあって、1つは、今のように契約変更と。もう一つは競争入札といったときに、競争入札をしなかったことを正当だと、あるいは妥当だという判断をここでできるのかということについて、私自身ちょっと分からぬと思ったので、あえて聞きました。済みません。話を混乱させているかもしれません。

○新田参事官 あくまでこちらの理解の範囲でございますので、問題があつたら補足していただきたいのですけれども、必ずしも価格の問題だけではなくて、今ある基幹システムのライセンスの問題とか、それから、元契約の変更も併せて必要になってくるという問題も出てくるということも、先ほど話がありましたので、そういった諸々の観点を含めて見たときに、現行のものにそのままつけ足した方が有利であると判断したので、いかがでしょうかという御提案というふうに理解をしております。ですから、もちろん、論理的には、別の契約を立てることはあり得るのですけれども、それについては採択しないという方向での御相談と理解しております。

○井熊副主任 会計法でも、そういうちょっとしたもののが追加の部分のところの随意契約をするのは認められていますね。

○大山専門委員 認められていますね。

○石堂主査 その要件には合うのですか。

○小尾専門委員 今回、多分、契約変更の必要性ということで、主に価格の面で言われているわけですけれども、例えば、従来のシステムそのものを使わないといけないというような理由がもあるのだとすると、それはもう業務として、今まである既存のシステムを使わなければできない業務があるとすると、そのためにもう一個新しいシステムをというのはちょっとどう考えてもおかしい話になるので、価格面だけではなくて、業務面から何か理由があるのであれば、そういうのもつけ加えていただく方がいいかなとも思うのです。

○大村室長補佐 ちょっと御説明が足らなかったとは思うのですけれども、ポンチ絵のところにネットワークシステム概念図とございますけれども、各々ファイル、サーバを持つ

てございます。結局、同じもののデータベースを創設するのかという観点と。ということは、アップデートするときに、両方リンクをとらなければだめだと。今持っているデータベースが今の現行業者のものということは、もう一回つくってみても、結局、どっちが正副とか、やっていかなければいけないのか。一つずつの厚生労働省の法令検索システムをつくるのかというと、明らかだと思うのですけれども、これは既に役務としてサービスで載っているものに対して、これに相乗りするという形でございますので、そこら辺を大山委員も小尾委員もおっしゃったのですけれども、これがなければ今動いていかないということで、通常のここに相乗りするというライセンスというか、そこを本文に書かせていただいた、ここを持っている業者が、現行システムの業社でございます。ゆえに、排他的権利ということで、他業者が入ってこれないというところで、契約変更という流れにしようというようなお話をございます。そこをもう少し詳しくお話しすればよかったですかと思います。

○石堂主査 今の点は、説明というような御発言がありましたけれども、①でそれは書いたことになっているという理解ですか。

○大村室長補佐 そうです。

○石堂主査 そうすると、ここはもうちょっと文言を足していただく方向で考えましょうか。

○大村室長補佐 分かりました。

○石堂主査 私は素人ですけれども、観念的には、新しいのをやると高くなるのは何となく分かるし、ただ、大山先生がおっしゃるように、入札だったら幾らになるかは本当のところは分からぬという中で、システム上、現行のもの以外のものを使うとなると、こういうことがあって、それがネックになるということを明確に書いていただきて、したがつて、契約変更でいくのだという考え方だという説明にしたいと思いますので、ここを懇切丁寧にもうちょっと書き加えていただきたいと思います。

○大村室長補佐 分かりました。そういう御指導をいただいたということで、これを直しまして、本委員会までの間、資料を差し替えます。

○石堂主査 大山先生、それでよろしいですか。

○大山専門委員 結構でございます。

○石堂主査 それでは、本契約変更（案）についての審議は、これまでとさせていただきますが、今申し上げた変更点について、事務局を通じて、各委員に照会をしていただきたいと思います。

それでは、本件については、本日の審議を踏まえ、私から監理委員会に報告をさせていただくことになります。

本日は、どうもありがとうございました。

（厚生労働省退室、国土交通省入室）

○石堂主査 続きまして、国土交通省の「航空保安無線施設等の保守業務＜仙台、中部、

那覇ブロック>」の事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、国土交通省航空局交通管制部管制技術課鏡課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。よろしくお願いします。

○鏡課長 国土交通省航空局の管制技術課長の鏡と申します。それでは、平成25年度の実施状況について御報告をいたします。私からは、ごく概論に触れさせていただきまして、詳細部分については、担当の宮園から御説明をさせていただきたいと思います。

まず25年度の契約分は、資料3にございますように、仙台と中部と那覇の3つのブロックを2年間で行うものの1年目ということでございました。信頼性の確保等いろいろ書いてございますけれども、確保すべき保守の水準状況は、いずれも適切であったという評価をしているところでございます。経費面については、落札率は▲0.36ポイントで、非常に微弱ではございますけれども、2年間という契約をした効果が若干なりとも出ているのではないかととらえております。経費面については、24年度と比較いたしますと、中部が若干増えておりますけれども、中部については、人件費は下落したものの、中部エリアで巡回する航空関係の官署施設が増えましたので、若干経費が増えているというところでございます。一方、仙台と那覇は、経費が下がっているという状況になってございます。応札者については、いずれも1者ということでございました。

トータルといたしまして、1者応札であったことについては、引き続き啓発活動とかいろいろなことを進めていく必要があると認識しているところでございますけれども、平成23年度の契約分から市場化テストということで取り組ませていただいておりますけれども、一応8つのブロック官署プラス成田で、9つの契約になりますけれども、2年契約でとりあえず一巡をして、2年契約が終わったものについては、既に3年契約ということになっておりますけれども、一通り全官署が一巡したということになったものでございます。1者応札が続いているという状況ではございますけれども、入札公告前の業務説明とか、実際に空港等に入っていただいて、機器あるいは業務内容を御説明するといった機会も設けさせていただいたところでございます。

そういうことで、今回、今日の御審議につきましては、この3月19日付で官民競争入札等監理委員会からお示しいただきました「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づいて、この市場化テストを終了して、今後は、国土交通省が自ら事業の実施について取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

それでは、詳細については、担当から御説明させていただきます。

○宮園調査官 担当の宮園でございます。よろしくお願いします。

資料3に基づきまして説明させていただきます。私から、ポイントを絞った形で説明させていただければと思います。

まずII. の「確保すべき質の達成状況及び評価」です。

1つ目「信頼性の確保」があります。これは、機器の不具合等による障害は全て復旧さ

せることというのがありますて、目標としては、不可能0件に対して、25年度の評価としては、年間を通じて0件でした。

2つ目の「機器・設備の保全」については、保守業務の不備による破損とか損傷がないことということで、目標値0件に対して、年間を通じて0件ということになります。

次ページの「各業務において確保すべき水準及び実施状況」があります。これについては大きく3つあります。定期保守、緊急保守、特別保守があります。

まず、定期保守については、機器の性能を常時適切に保つことができたかというところですが、仙台ブロックについてはトータル5,908件、中部については5,984件、那覇ブロックについては9,384件というところで、全ての定期保守に対して、予防保全とか、機器の状況の確認を適切に実施しております。

2つ目の緊急保守ですが、障害の発生または発生のおそれがある場合に適切に対応したかというところですが、仙台については86件、中部については55件、那覇については214件で、これについても、緊急保守を早期かつ適切に実施しております。

特別保守については、仙台268件、中部207件、那覇160件で電波法とか航空法に基づく個別の検査データの取得等ですが、これについても、特別保守を適切に実施しております。

4. の「評価」になります。信頼性の確保及び機器・設備の保全の要求水準を満たしており、航空の安全と円滑な運航が確保できているとしております。

次のIII. の経費ですけれども、1. は仙台・中部・那覇については、25年度、26年度と2か年国債でやっておりますので、括弧部分が单年度で計算したものです。2. に24年度との比較を記載しております。まず仙台空港については810万の減があったというところです。中部については、1,400万の増があったというところです。那覇ブロックについては、210万の減があったというところです。落札率については、24年度の平均落札率94.07%に対して、25年度の落札率としては、平均落札率が93.71%で、0.36%の減となっております。経費の節減効果は、仙台ブロックについては、人件費の単価の上昇と一部の常駐保守を巡回化したことにより契約額が減になったというところです。中部ブロックについては、人件費の下落があったものの巡回保守の追加に伴い契約額の増があったところです。那覇ブロックについては、人件費の下落があり、契約額が減となっています。経費節減の効果ですけれども、市場動向の変動とか、巡回保守の増に起因するものであって、市場化テストの導入を行わなくとも生じ得た変動と考えております。また、落札率については、3契約とも低下が認められました。この結果は、複数年契約によるもので、長期的な事業計画が立てやすくなつたというところから、落札率の低下につながつたと思っております。

以上、総合的に勘案しますと、契約額が増加した契約もありますけれども、市場化テストによる経費節減効果を判定するというところでは、難しいという面がありますが、落札率の低下の観点では、一定の効果があったと思慮しております。

次の5ページになりますが、競争入札応札者数ですけれども、24年度は单年度で1者応札でしたが、25年度についても1者応札です。これについては、24年度と同じように、既

存の請負者 1 者の応札でありました。

民間事業者からの改善提案ですが、品質管理に関する積極的な取組とか、作業上のミス防止や業務の効率性、安全性の向上が図られております。また、障害発生においては、緊急保守の方法の積極的な提案等もいただいております。

4. の「評価」ですけれども、これについては、幅広い者の参入を促すために、競争参加資格に関して、専門能力や専門能力研修体制の一部分の大幅な緩和を行ってきております。本業務の特殊性があつて、新たな応札者の参入がなかつたというところです。新規参入促進については、航空専門誌へのパブコメ実施の掲載とか、公告前の事前説明会を行っております。経費面に関しては、実施経費の点では、端的に、市場化テスト導入による節減効果の判定は難しいですけれども、市場化テスト導入による複数年契約で落札率の低下というところでは一定の効果があつたと評価しております。また、民間事業者からの改善提案等に関しても、信頼性、施設保全にかかわる必要な提案がなされて、一定の効果があつたと評価しております。

次に、第三者の報告ですけれども、6 ページになります。

1. の「東京航空局」で、第三者委員会を開いていますけれども、その中の意見としては、競争性については、これまでの取組状況や民間事業者ヒアリングの内容から、業務自体の特殊性が強く、即効的に競争性を確保することは困難と思慮されるという意見をいただいております。

また、「大阪航空局」についても、本業務の特殊性が強いことから 1 者応札となり、即効的に競争性を確保することは困難と認められ、契約形態を含めた見直しを検討してもよいのではないかという意見をいただいております。

VI. 「総括」として、平成23年度から順次 9 ブロック全てにおいて市場化テストを実施し、これについては 2 か年国債で一巡しております。そういった中で、経費面については、市場化テスト導入による経費削減効果を判定することは難しいですけれども、落札率については、平均して下落してきているというところです。市場化テスト導入に伴い複数年契約を行った結果、長期的な事業計画が立てやすく、効率的な業務が可能となって、落札率の低下につながつたと思われます。この結果、市場化テスト導入の大きな効果が得られたと考えております。

次の 7 ページになります。これまで市場化テストの中で、参加要件の緩和を行ってきております。その内容を記載させていただいております。まず 1 つ目は、専門能力取得に必要なカリキュラム。これは航空の安全に影響を与えない範囲内で緩和をしております。あとは、専門能力の証明については、国で実施するように変更をしております。2 つ目ですが、保守の体制です。これは民間事業者の新規参入の負担緩和のために、契約してから 6 か月以内から保守技術者の配置後 6 か月以内に必要な専門能力を取得すればいいというふうに変更しております。3 つ目は、グループによる応札要件も緩和しております。また、本業務に対する周知・啓発活動もこれまで強化してまいりました。1 つ目は、実施要項のパブ

コメをWEB上で公開しているというのと、あとは、出入りする民間事業者への積極的な周知、業務説明会開催による周知というところを強化してきております。結果、本業務の競争性の向上は見られなかったというところはありました。応札が可能と考えられる民間事業者に対しては、本業務への参入可否を検討した経緯についてヒアリングも実施しております。そのヒアリングの内容として3つ書いてあります。まずは、応札者において、技術者の確保が困難であるというところと、確保できても、受注できなかつた場合の入件費のコストの回収ができない可能性が高く、失注リスクが大きいというところがあります。2つ目ですが、人的投資とか設備投資を本業務以外の他業務に応用展開できず、ビジネスプランとして成立しないため新規参入への体制が整わないというところです。3つ目は、機器の製造業者からは、自社製造以外の機器に対して保守体制を構築することはコストの純増になり、課題が多いといった本業務に内在する特殊性の指摘が挙げされました。

その中で、我々としては、今後の事業として、航空に特化した装置を保守するために必要な専門能力を持つ保守技術者の確保と、民間事業者の育成が必要な状況でありますので、新規参入を促すためには、継続した周知・啓発活動が必要と考えております。

一方、平成23年度から順次導入してきた9ブロック全ての市場化テストの過程において、入札改善策は講じてきましたけれども、ヒアリングの結果のとおり、民間事業者は自らが保有する人的財的資産を活用することが難しい業務と結論づけておりまして、新規参入への意欲が十分に醸成されてないという状況でもあります。航空局が民間事業者へ確定した事業計画を示すのは、競争の前提とした枠組みの中では実施することが難しいと考えております。このような中で、市場化テストの実施だけでは競争性の向上が即効的にあらわれないと考えております。

したがいまして、今後の本業務については、3か年契約として、全ブロックを終了プロセスへと移行することとして、官民競争入札等監理委員会の関与を外れることとなったとしても、これまでどおり審議されてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項を踏まえた上で、航空局自ら第三者委員会による実施状況についての審議を引き続き受ける仕組みとして、これまでどおり公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていきたいとしております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、まず、仙台・中部・那覇の3ブロックについての評価のまとめについて御説明します。

確保すべき質として設定した項目については、全て目標水準を達成していると評価できます。

また、民間事業者からの提案によりまして、マニュアル改善等が行われております。

業務の効率性や安全性の向上が図られていると評価できます。

経費については、3ブロックまとめて、1年当たり4,439,000円（約0.64%）の経費増となっております。経費が増加したブロックについては、市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇とか、あるいは巡回保守官署の増加等が原因であると考えられますので、増加の率に関しても些少であることから、市場化テストの実施によって経費増加抑制効果があったと言えます。

幅広い者の参入を促すために、競争参加資格に関して、専門能力の証明や保守体制等について緩和されましたが、今回の3ブロック全てにおいて1者応札という結果になりました。

ということで、最後に、平成23年度から順次導入されてきた9ブロック全ての市場化テストの実施が一巡したところで、事業全体を総括いたしますと、実施状況については、先ほどの3ブロック全てにおいて非常に良好であったということですが、全てのブロックにおいて1者応札という結果になりました。

そこで、1者応札については、市場化テスト実施過程において、さまざまな入札改善策が講じられたものの、先ほど国土交通省から御説明がございましたとおり、民間事業者自らが保有する人的・財的資産を活用することが難しい業務と結論づけて、新規参入への意欲が十分に醸成されておらず、加えて、新規参入に必要な初期投資を回収できる見通しが明確に立てられないと判断しているため、新規事業者の参入がないものと考えられます。

したがいまして、本事業の実施状況は良好でございましたが、入札における競争性については、市場化テストの実施だけでは即効的に改善されないと考えられますことから、今後の事業については、国土交通省自ら積極的に競争性の確保に向けた取組を行っていくこととして、本業務の業務内容の特殊性に鑑みまして、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のII. 1. (2) の規定に基づきまして、市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

官民競争入札等監理委員会の関与を外れることとなつても、これまでの監理委員会審議において厳しく審議されてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省で既に設置されて、本事業について審議も行われている外部有識者等で構成された第三者委員会によって、市場化テストで得られた成果を後退させないためにも、実施状況について審議を引き続き受ける仕組みとして、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとするところでございます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、本事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

今、内閣府さんから御説明された評価が事実に近いのかなと思いますが、ここで、現段階のこの結果によって競争率が上がったとか、落札率もわずか0.3%のことですし、それから、この落札率も非常に不自然に狭い範囲にとどまっている。そういうことを考えて、競争性の発揮に関しては、余り効果がなかったと。それから、経費の削減についても効果がなかった。そこはそこで、それは客観的な事実なのかなと。そこを0.3%ぐらいの、これは民間の見積精度を考えれば、国土交通省さんはよく御存じだと思いますけれども、0.3%が落札率の低下になったという明確な数値とは私は思えない。それはそれで、それが今回の市場化テストをいろいろやったけれども、それが結果であったと。確かにこのマーケットは非常に特殊であって、市場化テストで同じことをやっていても、結果的には効果が出ない。だから、もう少し違う枠組みで、国土交通省さんの専門的な知見をもって業務の効率化を図っていくというような趣旨の解釈が正しいのではないかなど。私も、これをずっと市場化テストをやっても、また来年も1者、再来年も1者で、経費の削減効果もないということで、同じことをずっとやっていくよりも、一回ここは終了して、国土交通省さんとして専門的な知見から検討をし直していくとかというようなことが、結果としては効果が出るのだろうなど。今、空港はコンセッションなんかも始まっていますし、それから、独占性があればあるで、ヤードスティックとか、プライスキャップみたいな方法もありますし、そういうほかの手法をもう一回再検討されるというような趣旨をもって今回はとりあえず終了というのはあり得るかなと思います。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○鏡課長 競争性を高めるという意味では、いろいろとハードルを下げることは確かにやってきたところでありますけれども、確かに、数字的な効果は非常に薄いのはおっしゃるとおりでございまして。これは引き続きやっていきますけれども、今、委員御指摘のように、少し新たなものを考えたらどうかということにつきましては、例えば、今8つのブロック、プラス成田ということで9つのブロックであるわけですけれども、こういったもののブロックのあり方も、ずっとこれからそうであるかどうかということも実は今検討中でございまして。直ちに、この2年後、3年後というわけではないかもしれませんけれども、少し集約していくかなければいけない方向性を我々は何となく感じておりますので、そういったことからすると、結果的には、その数が減った分だけ、減った会社でそういうことになるかもしれませんけれども、そういった変化をとらまえて、広くPRをしていきたいと考えておるところであります。

○石堂主査 私からちょっと申し上げておきたいと思ったのですけれども、国土交通省さんの資料で、確保する水準の実施状況ということで、適切だという評価になっているのですけれども、これはいずれも「水準が適切な」とか、「早期の」とか、「適切に」という表現になっており、まさしく定性的であって、それがよかつたかどうかというのは、くくってしまえば、発注者である国土交通省さんの側が不満には思わなかつたという成績だとしか言いようがないような感じですね。これは、数値目標を置くという発想は余りなかつ

たのですか。

○鏡課長 ここにございますように、確保すべき水準が、例えば、機器の不具合による障害は必ず復旧させるとか、あるいは保守業務の不備によって新たな破損や損傷がないことというようなことを、そういうスケールでもって評価したものでございます。実際に、例えば緊急にある機器が止まってしまったときには、この保守員の方が急遽出張して、曜日、時間を問わず早期に行っていただくことが必要ですけれども、それが例えば1時間以内でやるとか、そこまではなかなか書けないものですから、ここでの業務の内容そのものについては、非常に雑駁とし過ぎているかもしれませんけれども、少なくとも必ず障害は復旧させてください、という指標にしております。これは、障害が復旧しないと、以降の航空のサービスで非常に大問題になりますので、早期復旧か1日後か2日後か3日後かというその程度の差はございますけれども、それは確実にできたという意味での0件にさせていただいておりますし、保守業務の例えばヒューマンエラー等ということもちろん考えられるわけですけれども、そういったものについても、これを起因とするものがなかったということで評価をしております。

○石堂主査 我々門外漢がお伺いすることができない部分があるのかもしれません、もうちょっと何か水準と言える水準を設定すべきではないかという感じがしたということあります。

それから、もう一点、非常に興味を持ったのですけれども、6ページで、第三者委員会の見解が示されていますね。2. の「大阪航空局」の「意見等」の下から3行目に「契約形態を含めた見直しを検討してもよいのではないか」というのがあって、これは恐らく随契にしたらどうかということを端的に言っているように思うのですね。こういう意見が第三者委員会から出たときに、大阪航空局なりあるいは国土交通省さんは、この意見をどういうふうに取り扱っていくのですか。

○鏡課長 入札制度そのものはできるだけ競争入札にするということが基本ですので、業務の質が非常に特殊だとかという性格があるとはいえ、随契は難しいということは多分説明していると思います。ただ、委員の方の率直なものを書かせていただいているということあります。

○石堂主査 そうなれば、第三者委員会は置くけれども、制度そのものについては、意見をいただいても、だめですよという条件でやっているかというと、決してそうではないと思うのですね。むしろ、実を言うと、我々は市場化テストとかいろいろやっている中での何年もやってきた中で、これは随契に戻した方が、これは皆さんも恐らく同一見解だと思うけれども公開競争入札という手続を踏んでも、どうせ1者しか来ないことが何となく関係者はみんな分かっている。入札手続を踏むことがそもそも無駄ではないかという感じの部分があるのはだんだん我々も分かってきてている。そうすると、第三者委員会からこういう意見が出てくると、これを航空局がどう扱うか、そして、国土交通省さんとして、最初からだめなものとせずに、実はこういう意見があるのだということをきちんと上げてくる

ということがあってもむしろいいのではないかなど、そんな観点から申し上げています。ですから、実際にこういう意見が出たのですね。それは航空局の中で、第三者委員会の委員に対して、いや、そんなことを言ってもだめですと言つて、終わつてしまふのかどうかというところが一つのポイントかなと思います。

○宮園調査官 この第三者委員会については、契約の担当の方も同席していただいておりますので、そういう中では認識をしていただいているかと思います。今後どうするのかというの、我々原課だけでは決められない話もありますので、今後、契約の担当も含めて検討していくことになるのかなと思っております。

○石堂主査 結論的には、随契にしましようという話をここで決められる話でもない。そうすると、先ほど井熊先生がおっしゃったように、最後の結論で、何がやれるかという中では、さっき私も門外漢で分からぬ部分があるのかもしれないという発言をしましたけれども、要するに、入札を通じた競争のみでなく、国土交通省なり航空局の専門的な知見といいますか、そういうものを活用して改善を図っていくというような書き方をちょっと入れていただく方がむしろいいのではないかと思うのですけどね。ただ、どうせ競争入札をせざるを得ないからやっていきますという感じになるのもちょっとよろしくないような気もしますね。だからといって、急に随契へ飛ぶわけにもいかないという中では、そのような書き方かなという感じがいたします。

○井熊副主査 今度、仙台空港はコンセッションになりますね。そうすると、同じ制度を続けていった場合、仙台ブロックのところから、仙台空港分が抜けるのですか。

○鏡課長 民活空港運営法と言っておりますけれども、その法律上は、こういった施設も対象にはできますけれども、仙台空港は国の空港ですので、そういうものは従来我々管制官が使う施設、あるいはこういった無線施設は、国が自ら設置して運営しておりました。保守等の部分だけを一部民間委託をするというのが、平成13年度から本格的にやってきているところであります。

したがって、今度はコンセッションとして行くというその方針について、それは国交省が出す方針でありますけれども、それにはこういったものは入れないということにさせていただいております。それは、全国的なネットワークを構成する重要な仙台空港でありますので、除外はさせていただいております。

○井熊副主査 ありがとうございました。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

○関根専門委員 先ほどの話に戻るのですけれども、いろいろとここで出ているのは、どうしても質的な形での評価になっているというのが気になっています。質的というと、「早期に」といっても、どこまでが早期かということにもなるので、結局は、まあ大丈夫だったということで終わつてしまうこともあるような気がします。と言っても、特殊性から一概には言えないかもしれませんけれども、競争入札をして、市場化テストを行つた結果として、実際にどういう形で行っていくかというものを残せないでしょうか。例えば「早期

に」というのが1日なのか2日なのかというのは、多分見積ではあると思うので、今後、このやり方を変えるとしても、1事業者であっても、そういうところで線を引いていくことは考えられないのでしょうか。

○宮園調査官 この内容は、先ほど言った地方局の第三者委員会の中でも、大阪の方で、改善分析とか定量的な分析を行った方がよいという意見もいただいておりますので、そういった中では、今後ちょっと工夫して、定量的な評価ができるようにやっていく予定ではあります。

○鏡課長 若干専門的な話になりますけれども、例えばある機器が止りますと、そこで、航空の運航に影響を与える場合には、NOTAMと言いますけれども、それを出すことになっています。その間、保守員が行って、いろいろな調整をして、ちゃんと確認できれば、このNOTAMを消すという作業になりますので、そういったNOTAMを実際いつ出して、いつ取り消したのか、そういったデータはございますので、そういったことで今後分析していくかなというふうには思っております。ただ、事案ごとでさまざまなケースがありますので、平均をとるというのもどこまで意味があるかということもあると思いますので、分析の仕方も少し工夫しなければいけないのではないかと思っております。

○関根専門委員 余り具体的には書けないかもしれないのですけれども、こういったところでせっかく行ったことを、今おっしゃったような形で活用して、維持向上するとかということを示していただくのは一つの案ではないかと思っております。

○石堂主査 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省退室、（独）国際協力機構入室）

○石堂主査 続きまして、独立行政法人国際協力機構の「海外移住資料館の運営等業務」の事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、独立行政法人国際協力機構横浜国際センター玉林次長より御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いします。よろしくお願ひいたします。

○玉林次長 今、御紹介にあずかりましたJICA横浜国際センターワークスの玉林でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、お手元の資料の資料4で御覧いただけますでしょうか。今回、皆様に御検討いただきたいのは、当機構が持っております海外移住資料館、JICAで唯一の博物館ですが、それについての運営等業務の実施状況について御説明します。

現在、この業務については、公益財団法人海外日系人協会に委託をしておりますが、その委託内容については、常設展示における利用者向けのサービス等、ここに書いてあります10点、基本的には博物館の業務と考えていただければと思います。

2ページを御覧いただきたいと思いますが、これまで日系人協会に委託をして進めてまいりました結果をまとめさせていただいております。

私たちがここで成果の指標としているものを御紹介させていただきたいと思いますが、来館者については、1年度当たりに3万人以上という指標を設けております。また、小中学校、高校生、大学生を対象にした教育プログラムについては、1,194人以上の生徒や学生を確保するというようなことになります。また、ホームページへのアクセス件数については、実績に基づきまして、1年度当たり11万3,000強のアクセス件数があるというようなところを指標にしました。

24年度と25年度の実績については、まず来館者については、24年度は36,491人で、指標に対して121%、また、昨年度25年度については37,553人、目標達成率125%という数字になりました。それから、教育プログラムについては、これは顕著な改善が見られておりまして、24年度は4,994人（264%）、25年度は6,803人という形になっております。この大きな数字については、神奈川県下を中心にして、教育委員会も通じまして、学校等に働きかけをして、それぞれの学校が毎年の修学旅行や社会科見学、こういったところでのコースにしていただいたというところが大きいと考えております。続きまして、ホームページについては、24年度が約154,000（136%）、25年度が約163,900（145%）で、これも我々の指標を上回っております。

それから、アンケート結果の御説明をさせていただきたいのですが、3ページを御覧いただけますでしょうか。当資料館ではアンケートを実施しておりますが、その中で、5段階評価を行っております。24年度について、満足度「とてもよい」と「よい」というようなところで78.5%の満足度。25年度については86.6%の満足度というような数字になっております。

続きまして、常設展示を支える意味で極めて重要な特別展示のお話を少しあせていただきたいと思います。4ページです。ここにおきましては、もともと想定として、特別展を年4回又は3回というようなお願いをしてきたわけですが、特に24年度については、資料館の開館10周年ということがありまして、それに合わせた特別展示を開催させていただきました。また、25年度については、特に顕著な例としては、沖縄県と共に「雄飛－沖縄移民の歴史と世界のウチナーンチュ」というような特別展をつい先頃まで3月から開催しております、これについては、過去最高、2か月間で1万人以上の来館者がいた这样一个の実績になりました。こういうような形で常設展示をカバーする形で特別展を開催しております。

このほか、情報検索システムの話やいろいろなことを書かせていただいておりますが、最後に、「評価」のところを御説明したいと思います。7ページになります。7ページに

は、今申し上げました指標に対する目標を上回る結果のほかに、顕著なところとしては、国内外の関連施設や移民送出県、例えば沖縄県、又は、移民県として一番多いのは広島県になります。それから、福岡県や熊本県、和歌山県、こういったところが移民送出県としては非常に大きな県ですが、こういったところと連携を強化しております。

そういったところとの連携が非常に大きかったというのがあります、もう一つは、実は私たちの地の利だと思っております。横浜国際センターはみなとみらい21地区の中心地にありまして、皆さんも行かれたことがあるかもしれません、赤レンガ倉庫の目の前にございます。その赤レンガ倉庫という地の利を生かしまして、みなとみらい21事務局や横浜市、神奈川県、こういったところとも連携をしておりまして、特に博物館関係で言いますと、神奈川県立歴史博物館や、また、日本丸があります横浜みなと博物館、開港記念資料館、こういうようなところとも連携を図りまして、地域と密接な連携を図ってきたというようなことが大きいと思います。

学校についても、先ほど申し上げたとおりですが、県の教育委員会、横浜市の教育委員会、こういったところと連携をしながら、学校との関係強化をしてきたというところについて、評価ができると考えております。

また、運営業務についても、コンプライアンスを守ってき、また、報告書や資料館での観察・調査等、こういったことを私たちの方でもしっかりと確認しております、しっかりと適切に業務が行われたと評価しております。

また、海外日系人協会については、もともと日系社会のかけ橋として設立された、現在では公益財団法人ですが、もともと海外においてます日系社会を支援してきた経緯があります。例えば、日本国内におきましては、年1回「海外日系人大会」を開催しています。また、そういったことから、現地の事情も非常に詳しいところがありまして、彼らのネットワークを十分に生かして、学芸員の起用をしつつ、ネットワークを駆使した広報を展開し、質及び量の確保が可能になったと考えておりまして、民間事業者としての創意工夫が十分に働いたと評価しております。

また、25年4月には、歴史資料等保有施設に認定されておりまして、うちの博物館が、JICAの博物館だけでなく、海外移住としての日本の博物館というような使命感を持って事業を実施していただいたというふうに考えております。

続きまして、経費については、平成19年度（2007年度）を一つの指標として比較させていただいております。24年度の最初の年については1%減ですが、これについては、先ほど申し上げました10周年記念の特別展示があったということもありまして、削減率は1%ですが、それ以降は、25年度以降になりますが、19年度に比べて、削減率9%という実績となっております。

それから、海外日系人協会からの改善提案ですが、先ほど申し上げているような、教育プログラム、地域との連携、また、10周年シンポジウムというようなところで、彼らの発意・創意工夫が生かされたと考えております。

「評価のまとめ」については、先ほどから申し上げたことの内容になっておりますが、日系社会又は移民送出県、又は神奈川県や地元横浜市との連携、こういったネットワークが十分に生かされたと考えております。

10ページになります。「今後の課題」を申し上げたいと思っております。

博物館運営については、皆様も御承知かもしませんが、実は多くの博物館は直営でやっております。例えば国立博物館もそうですし、神奈川県の県立歴史博物館、こういったところも実は直営業務でやっておりまして、いかに民間事業者を引きつけるかということが大きな課題だと考えております。私たちとしては、引き続き民間競争入札を実施するというふうにさせていただきたいと思っておりますが、これに関して、これまでの経験を踏まえまして、より大きな裁量権を与えて、民間事業者の創意工夫を發揮しやすくしたいと思っています。

具体的には、例えば広報業務とか、又は、常設展示に使われております観覧用IT機器、こういったものも常設展示と極めて重要な構成を成していることもありますし、そういうところも含めながら考えていきたいなと思っております。更に、創意工夫を期待するためには、固定人数に縛られない。つまり、提案によって実績をお示しして、そこで必要な人員を考えていただく。又は、共同体を組みやすくしたいと考えております。例えば私の方で調べさせていただいたのですが、先ほどお話をしました横浜みなと博物館は、お名前を出して恐縮ですが、JTBが運営をしております。また、横浜人形の家は京王グループが実施しております、少なからずですけれども、民間事業者が博物館を運営しているケースがありますので、そういうところのノウハウも生かした形で、スケールメリットを生かして、かつ、資格要件を緩和して、固定人数にこだわらない、民間事業者から創意工夫を引き出すような裁量権を十分に与えた内容にしていくことが今後の課題だと考えております。

以上、手短ですが、私の説明を終わらせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。5分程度でお願いします。

○事務局 資料Dを御覧ください。ただいま業務内容については、説明がございましたとおりです。

業務委託管理としては、平成24年6月から27年3月までの2年10か月間、受託事業者は、公益財団法人海外日系人協会となってございます。

1枚おめくりをいただきまして、「受託事業者決定の経緯」については、入札参加者は1者であり、入札参加資格及び必須審査項目を満たしていたということで、総合評価を行い、受託事業者が落札事業者となってございます。

「評価」ですが、機構から提出のございました24年度、25年度の実施状況について報告に基づいて評価を行っております。

「対象公共サービスの質についての実施状況」は、先ほど御説明がありましたとおり、来館者数、教育プログラム参加人数、ホームページアクセス件数についての確保されるべき達成目標については、いずれも目標値の10%を超過する実績で、報奨金支払の対象となっておる数となってございます。したがいまして、確保すべきサービスの質は達成してきたものと評価できるといたしております。

また、管理運営業務の実施状況についても、先ほど御説明がありましたとおりでございまして、満足度調査等についても良好な結果が得られていることから、業務の方は適切に行われていると評価できるといたしております。

民間事業者からの改善提案による実施状況については、5ページに書かせていただいておりますが、教育プログラムについて、県下の学校を中心に連携又は働きかけが強化されたこと、また、JICAや地域で行われるイベントへの積極的な参画など、近隣施設等の連携強化についてもお話をございました。また、資料館グッズに加えて、オリジナル缶バッジや絵はがきなどについても、新たなデザインを追加するなど、一定の売上げを確保するというようなものもございます。また、企画展示の相互開催の提案・実施、海外日系博物館との連携強化に向けた調査の提案・実施など、関連施設を中心にネットワークの構築に取り組まれておることから、改善が図られていると評価できます。

また、実施経費についての評価ですが、先ほど御説明がありましたとおり、平成25年度6,620,000円（9%）の削減ができているということでございます

以上のとおりとなっておりまして、「今後の事業」ですが、6ページになります。これまで2期にわたって民間競争入札が実施されてきておりますが、2期目は1者応札となっておりまして、競争性の改善に努める必要性が確認されることから、次期事業についても、引き続き、民間競争入札が実施することが適當と考えられるといったしました。次期事業の民間競争入札の実施に当たっては、先ほど御説明がありましたとおり、新たに資料館に設置されている閲覧用IT機器関連業務を追加することが検討されており、受託実績のない民間事業者においても企画書の提案が可能となるよう、実施要項に本実施状況の内容を十分に情報開示するとともに、業務ごとの固定人数にこだわらない仕様や共同事業体での受注を可能とする等の検討を加え、さらなる競争性の確保を期待したいとしたところでございます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

基本的に良好な結果なのかなと思われますし、先ほど次長が御説明されました今後の改善策、特に事業者の拡大をしていくこうというようなことが実現されれば、よりいい方向に向かうのではないかと思います。その際、提案のときに、グループでということもありま

世界だけになってしまふというようなこともあったのでしょうか。だからといって、それ以外のものは何があるのかというのは、ちょっとわかには思いつけないですけれども、ただ、逆に狭い世界になつてしまふから、来館者数もある意味で限られてしまつてはいるのではないかという気もしています。とはいへ、例えば海外日系人協会でなくなつてしまふと、それはそれで、また途絶えてしまふのかとも思いますので、そういう意味では、競争入札で変えていくよりも、もうちょっと広げていくという今おっしゃるような形で考えられていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○玉林次長 そのとおりでございます。もちろん日系人協会以外にも、移民学会とか、民族博物館を経営している皆さんとか、移住に見識を持っている方はいらっしゃいます。ただ、日系人協会の強みは、現場をよく知っているということがありますので、今御指摘があつたように、業務を広げていって、もっと日本人の移民の歴史を知つてもらいたいというのが私たちの使命だと思っていますので、御指摘のとおりの形で進めていきたいと思っています。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告をするようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

したけれども、そういういろいろな民間の企業がいるのであれば、この提案内容、質の部分というか、付加価値の部分というか、そういうところを一層評価されるとよろしいのではないかなと思います。

あと、1つ教えていただきたいのは、海外日系人協会は、ほかにもいろいろな仕事をされている協会ですか。

○玉林次長 海外日系人協会はもともとは日系人大会というところが出発点になっておりまして、そこから、例えば移住者を送出するための支援事業、現地にいる日系人を研修したり、支えていたりということで、JICAの仕事も請け負いながら、また、独自事業も展開しながらやっている団体あります。博物館の事業については、日系人の知識はほかに類のない経験を持っているのですが、実はこの博物館を運営することが初めてだったということがあります。12年間の蓄積を持って今に至っているわけですが、そういう意味では本来は日系社会とのかけ橋を目的とした財團法人であると考えていただければと思います。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

これは、今後、ほかの業務もくっつけて、グループ参加も認めてという方向のようですが、結構特殊な部分もあるという御説明がありまして。その特殊でない部分と特殊な部分を分けて、別々の業者にという発想は余り持たれたことはないですか。

○玉林次長 そこは検討しました。ただ、博物館が最も重要なのはやはり誘客だと考えておりまして、分けてしまうと、そこで誘客が本当にできるのだろうかというようなことがあります。例えば、普通の方ができるものであるとすれば、イベントとか、教育プログラムとか、又は広報、こういったところがありますが、本質的には、まず常設展を見ていただきたいというところがあります。そこは一緒にやっていただかないと、誘客には結びつかないと考えております。私たちとしては、そういう意味では海外日系人協会がなかなかできないようなところを補っていただくような形で共同体を組んでいただくということでまずやってみたいなということで、検討を進めたいと思っています。

先ほどから申し上げているように、来館者数については、目標は超えておりますが、実は近隣の博物館の来館者に比べるとちょっと見劣りがしております。例えば県立博物館では14万人、みなと博では17万人、開港記念資料館は5万人。実は、この間みなとみらい21事務局からお話をあったのですけれども、来街者は年間7,200万人がおります。私たちは一等地にあるわけで、せっかくこれだけの博物館を持っているわけですから、皆さんに見ていただく努力をもっとしていかなければいけない。そういう意味では民間事業者の創意工夫が不可欠だと思っておりまして、十分相乗効果を期待していきたいなと考えております。

○石堂主査 分かりました。

ほかいかがですか。

○関根専門委員 今の件に関連して、海外日系人協会は、博物館運営は初めてだったということですので、そういう意味では難しかったかもしれませんけれども、博物館の内容的には合っていて、だからこそすごく創意工夫された面もあるのですけれども、逆に、その